

議案説明書

【2月24日開催分】

令和8年3月定例会

令和8年生駒市議会第3回(3月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和8年2月24日(火) 午後1時

2 場 所 第1会議室

3 説明議案

議案第11号	令和7年度生駒市一般会計補正予算(第9回)
議案第12号	令和7年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)
議案第13号	令和7年度生駒市病院事業会計補正予算(第2回)
議案第14号	生駒市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	生駒市法令遵守推進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号	生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号	生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号	市道路線の認定について
議案第28号	市道路線の廃止について

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

経営企画部長	井上博司	総務部長	小林弘幸	財務部長	鍬田明年
地域活力創生部長	川島健司	福祉部長	後藤治彦	子育て健康部長	吉村智恵
建設部長	米田尚起	都市整備部長	清水一彦	消防長	金田和彦
教育部長	松田 悟	生涯学習部長	坂谷 操		

議案第 11 号 令和 7 年度生駒市一般会計補正予算（第 9 回）

【経営企画部】

歳出、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 1 防災費です。災害発生初動期の避難所生活の質の向上と衛生環境の維持を図るため、節 1 0 需用費において、避難者用段ボールベッドやテント式パーティション購入費として、1 4 8 5 万円を、節 1 7 備品購入費において、ポータブル蓄電池、自動ラップ式トイレ、防災倉庫の購入または整備費として、3 3 2 8 万 4 0 0 0 円の増額補正を行うものです。

財源については、歳入、款 1 5 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金において、地域未来交付金 4 4 0 8 万 8 0 0 0 円のうち、2 4 0 6 万 7 0 0 0 円を、款 2 2 市債、項 1 市債、目 1 総務債において、6 0 0 万円の防災設備整備事業債を活用します。

次に、第 2 表繰越明許費補正です。款総務費、項総務管理費、事業名「防災経費」について、国の令和 7 年度補正予算に係る事業であり、令和 8 年度に繰り越して実施するため、補正額 4 8 1 3 万 4 0 0 0 円全額を繰り越すものです。

【総務部】

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 3 職員手当等において、退職者数が当初予算での見込みより増加したため、3 億 7 0 0 0 万円の増額補正を行うものです。

なお、財源については、款 1 9 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 2 職員退職給与基金繰入金において、全額繰入れを行います。

続いて、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 1 2 委託料及び節 1 3 使用料及び賃借料において、合わせて 7 0 3 0 万 2 0 0 0 円の減額補正を行うものです。

これは、基幹系システムの標準化対応費用において、作業や工程の精査を行った結果、不用額が生じたため減額するものです。

これに伴い、款 1 5 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 1 総務管理費補助金において、デジタル基盤改革支援補助金を同額減額します。

続いて、第 2 表繰越明許費補正、1 追加、款総務費、項総務管理費、事業名「庁舎管理費」です。

市役所庁舎の空調設備部品取替え作業において、令和 7 年 9 月 1 日に契約を締結し、空調機の作動の少ない時期の施工に向けて準備を進めていましたが、対象部品のいくつかに調達の遅れが生じていることから、5 5 0 万 8 0 0 0 円の繰越明許費補正の追加を行うものです。

なお、事業完了は令和 8 年 1 1 月を予定しています。

次に、款土木費、項土木管理費、事業名「地域公共交通活性化事業」です。

ふるさと生駒応援基金を活用して実施してきた、富雄庄田線バス停上屋（うわや）等整備事業の最後の 1 箇所となる生駒北小中学校バス停上屋について、整備を実施する奈良交通株式会社へ補助金を令和 7 年 6 月に交付決定し、奈良交通株式会社が上屋の整備を計画して諸手続きを進めていましたが、当該上屋の設置に

向けた関係機関との調整に時間を要し、本年度内での整備完了が見込めないため、440万1000円の繰越明許費補正の追加を行うものです。

なお、事業完了は令和8年6月を予定しています。

【財務部】

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節24積立金ですが、国の補正予算により地方交付税が増額されたことから、今後の地方債の償還や繰上償還に備えて、減債基金に3億8273万1000円を積立てするものです。

なお、増額された地方交付税については、款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税において、補正額は5億503万3000円で、この増額された分を先ほどの減債基金積立の財源とし、また、12月補正と2月補正での財政調整基金繰入金分を今回の補正予算で減額補正するための財源等にするものです。

【地域活力創生部】

まず、款2総務費、項1総務管理費、目8市民活動費の「新しい地域コミュニティ構築推進事業」について、令和7年9月議会における意見等を踏まえ、内容を再構成し、改めて提案するものです。

本事業は、担い手不足や高齢化により、従来の地域活動が弱体化する中で、平時における「顔の見える関係」は、災害時における住民相互の助け合いや高齢者の孤立防止につながることから、市民自らが「ゆるやかな関係性」を築くことで、地域課題を解決する「新しい助け合いの仕組みづくり」を目指すものです。

具体的な課題としては、(1)防災・防犯における地域力の向上、(2)転入者の孤立防止と地域での子育て支援、(3)高齢者支援・地域包摂力の向上が挙げられ、これらの課題解決に向け、多様な「ご近所づきあい」が持続する新たなコミュニティの構築に取り組みます。

事業の概要としては、一つ目が、「デジタル技術を活用した『見える化』』として、デジタル技術を活用して、地域活動を「見える化」し、市民が「どこで何が行われているか」を簡単に把握・参加できる仕組みを整備します。

2点目が、「新たな場の創出支援」として、趣味や関心事を入口としたワークショップを開催し、「関わりたいが方法がわからない」層の行動を促し、持続的なご近所付き合いへとつなげます。

3点目が、「中間支援組織による伴走支援」として、オフラインとオンラインの両面を支える組織を組成し、行政が段階的に関与を減らしても、地域が自律的に運営できる基盤を整備します。

今年度の補正額としては、全体事業構想の検討、ワークショップ等の実施経費に加え、デジタル技術により地域活動を「見える化」する経費等として、委託料で4000万円、プロポーザル審査委員の報酬で4万2000円を計上しています。

事業の財源については、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、補助率2分の1の「地域未来交付金」を充当しています。

次に、「第2表 繰越明許費補正」です。

款総務費、項総務管理費、事業名「市民参画協働推進事業」については、財源となる地域未来交付金が、国の令和7年度予算分として繰越処理がなされることから、自治体においても同様の手続きが求められているため、令和7年度補正予算に計上し、令和8年度の実施事業として、全額について、繰越明許費の設定を行うものです。

次に、「第3表 債務負担行為補正」です。

「新しい地域コミュニティ構築推進業務」について、令和8年度から9年度の2カ年での執行を予定しています。

令和9年度は、8年度に引き続き、住民同士でつながる場の拡大やデジタル技術による活動の「見える化」、中間支援組織の組成等に係る委託に要する経費として、4000万円を設定しており、令和8年度から9年度に実施する事業として、公募型プロポーザルによる事業者選定を実施し、本市の課題や地域特性に合わせた効果的かつ効率的な提案を選定していきたいと考えています。

次に、再度、「第2表繰越明許費補正」です。

款産業経済費、項農業費、事業名「土地改良事業」については、「ため池豪雨耐性評価業務」の委託を行うものですが、全額が措置される県補助金を活用して、令和8年度に事業を実施するため、998万9000円の繰越しを行うものです。

【福祉部】

まず、款3民生費、項1社会福祉費、目6介護保険費において、介護事業所の生産性向上と業務負担の軽減のため進めているケアプランデータ連携システムの導入を更に進めるため、事業所に対して県の補助金を活用して伴走支援等を行うため、委託料として850万円を計上しています。なお、歳入については、全額、介護人材確保対策総合支援補助金を活用するとともに、全額、繰越明許費補正の追加をするものです。

続いて、厚生労働省が平成25年に行ったデフレ調整による生活保護基準の改定が、令和7年6月の最高裁判決で違法とされ、当時の保護変更決定処分が取り消されたことに伴い、対象者への追加給付を行うための経費として歳出として、款3民生費、項3生活保護費、目1生活保護総務費及び目2扶助費において、計3983万2000円を計上しています。

次に、給付対象は、平成25年8月から令和8年3月31日までの期間における生活保護の受給世帯で、保護停止中の世帯や自立や転出等による保護廃止世帯を含みます。ただし、平成30年10月以降は、入院患者日用品費、期末一時扶助、障害者加算等の受給世帯に限ります。

次に、給付対象世帯数ですが、現受給世帯で約500世帯、廃止世帯で約600世帯、合わせて約1100世帯を想定しています。

次に、給付方法は、本市の現受給世帯についてはプッシュ型による給付を、廃止世帯については申出による給付を行います。

次に、給付のスケジュールは、本年3月下旬から生活保護システムの改修を行

い、4月から給付費の算定、給付決定通知書を送付し、5月から追加給付を開始したいと考えています。

次に、財源となる歳入については、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金で、2659万9000円を、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金で、436万6000円を計上しています。なお、扶助費については4分の3が国庫負担金を、事務費については10分の10が国庫補助金となります。

次に、その他として、原告に対する特別給付金の給付は国が直接行います。

また、給付が令和8年度になることから、第2表繰越明許費の補正、追加として、款民生費、項生活保護費、事業名「生活保護事務費」で403万6000円、生活保護扶助費で3546万6000円の繰越明許費の設定を行うものです。

【建設部】

第2表繰越明許費補正、1追加として、款土木費、項道路橋梁及び河川費について順次説明します。

まず、道路橋梁維持補修費については、奈良阪南田原線舗装補修工事他交付金事業において600万円と、西村線法面補修工事及び工事に伴う電柱等の移設補償において2478万円、合わせて3078万円を繰り越すものです。

次に、橋梁予防保全事業について、市内の橋梁定期点検業務において、500万円を繰り越すものです。

以上の繰越理由については、関係機関との協議に不測の日数を要したことから年度内完成が見込めなくなったことによるものです。

次に、道路新設改良事業について、谷田小明線他道路改良工事において、4700万円を繰り越すものです。繰越理由については、地権者との協議に不測の日数を要したことから年度内完成が見込めなくなったことによるものです。

次に、河川水路改修事業について、生駒市流域関連公共下水道壺分308号線工事において、14万6000円を繰り越すものです。繰越理由については、下水道事業の遅れにより年度内完成が見込めなくなったことにより繰り越すものです。

次に、項都市計画費、公園整備事業については、「生駒山麓公園大型複合遊具更新工事に伴う測量業務委託」において、201万3000円を繰り越すものです。

繰越理由については、現在行っている生駒山麓公園の将来計画の検討業務について、生駒山麓公園再整備による地域活性化のための基盤整備検討懇話会に想定外の期間を要し、再整備の方針決定に遅延が生じていることから繰り越すものです。

【都市整備部】

第2表繰越明許費補正、追加の款土木費、項都市計画費において、北部地域整備促進事業費の委託料における「学研高山地区南エリア事業計画案作成等業務」について、事業計画案の検討に必要な基本計画図案の精査・更新に当たり、地権者の合意形成に不測の日数を要したこと、また、「学研高山地区南エリア環境

調査等業務」について、事前調整等に不測の日数を要したことにより、今年度内の業務委託完了が困難であると見込まれることから、合わせて委託費4752万円の繰越明許費を設定するものです。

【消防本部】

繰越明許費の補正について説明します。

まず、第2表繰越明許費補正、1追加の款消防費、項消防費の常備消防経費です。

この経費は、現在、奈良市と共同運用している奈良市・生駒市消防指令センターが入る奈良市消防局第二庁舎の屋上防水工事に係る消防通信指令事務協議会負担金としての経費で、当該工事箇所において、別の設備工事との兼ね合いにより、関係部署との事業計画の調整に時間を要したことから、工事の着手が令和8年1月からとなり、今年度内での工事完了が見込めない可能性が生じていることから、協議会負担金のうち屋上防水工事に係る経費349万6000円の繰越明許を設定するものです。

次に、2変更の款消防費、項消防費の消防施設等整備事業です。

既に議決された繰越明許費の2436万8000円に、今回1億9584万4000円を加え、2億2021万2000円とするものです。

繰越明許を設定する内訳の一つ目としては、令和7年度の車両更新整備として、消防署北分署配備の消防ポンプ自動車を更新整備する経費として、令和7年5月に事後審査型条件付一般競争入札を実施した結果、長野ポンプ株式会社大阪営業所が落札し、年度内の納入を期限として事業を進めていたところ、対象シャシの安全基準の強化や架装の複雑化による製造の長期化、受注過多による生産ラインの調整などの影響を受け、消防車メーカーへのシャシの入庫に時間を要することから、今年度内での納入が見込めなくなったため、車両購入の費用である備品購入費に、検査に伴う旅費・手数料・自動車保険料・委託料・自動車重量税を含めた車両更新整備費用6046万6000円の繰越明許を設定するものです。

続いて二つ目として、奈良市と共同運用している奈良市・生駒市消防指令センターの通信指令システムの更新整備事業負担金としての経費で、令和7年度から3カ年にかけて更新整備の計画で進めていたものの、仕様内容の調整に時間を要したことから、令和8年2月5日に事前審査型一般競争入札の実施となり、その結果、富士通Japan株式会社及び東京センチュリー株式会社の共同企業体が落札し、奈良市において令和8年3月議会での議決をもって本契約を予定しており、令和7年度においては契約締結のみとなるため、協議会負担金として通信指令システム更新整備に係る経費1億887万8000円の繰越明許を設定するものです。

最後に三つ目として、藤尾町地内での耐震性貯水槽の設置工事に係る経費で、施工方法の見直しに加え、関係機関との協議・国道上での道路占用等の許可取得に時間を要したことで、工事の着手が令和8年1月からとなり、今年度内での工事完了が見込めなくなったため、耐震性貯水槽設置工事に係る経費2650万円

の繰越明許を設定するものです。

【教育部】

ひとり親家庭等応援手当事業の概要として、奈良県では、国で補正予算が成立した令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、奈良県物価高対応ひとり親家庭等応援手当事業を県全体で実施できるよう計画、調整されています。

本市では、この県の補助事業を活用し、児童扶養手当受給世帯に対し、子ども1人当たり2万円の支給を速やかに支給し、物価高に対するひとり親家庭等への支援を行うものです。

支給の対象は、令和8年2月分の児童扶養手当の受給者で、対象となる子どもの数はおよそ850人となります。

支給スケジュールは、令和8年4月上旬に対象者の抽出を行い、4月下旬に「支給の案内やお知らせ」等を送付し、6月中旬には手当金を支給する予定をしています。

事業費について、歳出、款3民生費、項2児童福祉費、目4母子父子福祉費において、事務費を含めた総額1870万円の増額補正をするものです。

歳入については、款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費補助金のひとり親家庭等応援補助金を全額活用します。

また、奈良県から生駒市への交付が令和8年4月以降であることなどから、生駒市から対象者への支給も令和8年4月以降になることが想定されるため、第2表繰越明許費補正、1追加分の、款民生費、項児童福祉費、事業名「物価高対応ひとり親家庭等応援手当支給事業」として、1870万円全額、繰越明許費の設定をするものです。

続いて、款8教育費、項1教育総務費、目2心の教育活動事業費、節14工事請負費ですが、令和9年度開校予定の学びの多様化学校について、国の補正予算により補助が採択されたことから、1億5000万円を計上するものです。

次に、繰越明許費について、款教育費、項教育総務費、事業名「学びの多様化学校施設整備事業」は、9月に補正した設計委託料とともに学びの多様化学校施設整備事業として1億6664万5000円を、事業名「生駒南小学校・中学校施設整備事業」として、設計業務を行うに当たり関係各所との協議や設計の見直しに期間を要したため、3億3302万8000円を、項小学校費、事業名「小学校施設管理費」として、生駒東小学校及び鹿ノ台小学校の音楽室エアコン取替工事において、機器の納品に時間を要したため1757万2000円を、項中学校費、事業名「中学校施設管理費」として、大瀬中学校4教室のLED化工事において、照明器具の納品に時間を要したため424万6000円を、事業名「中学校施設整備事業」として、上中学校長寿命化改修事業において、国の交付金内示が想定より遅れたため、9億9717万6000円をそれぞれ繰り越すものです。

続いて、第3表債務負担行為補正です。

上中学校仮校舎借上事業（その2）について、長寿命化改修工事に係る国の補

助採択の関係で期間の終期が令和9年度としていたところ、令和10年度までとなることから、期間を令和7年度から令和10年度までとするものです。

【生涯学習部】

繰越明許費補正、追加として、款教育費、項社会教育費、事業名「コミュニティセンター整備事業」です。

セイセイビル照明器具LED化改修事業について、順次LED化を進めていたものの、令和7年度に入り、LED照明器具の需要が高まり、納品に時間を要することとなったため、1370万9000円の繰越しを行うものです。

同じく、款教育費、項社会教育費、事業名「図書館施設整備事業」です。

図書館リニューアル工事に伴う家具製造委託について、発注先の工房、事務所が、1月24日に発生した火災により全焼し、年度内の納品が困難となったため、2882万円の繰越しを行うものです。

続いて、繰越明許費補正の2変更として、款教育費、項社会教育費、事業名「体育施設整備事業」です。むかいやま公園トイレ改修事業について、入札不調により年度内完了ができないことから、2596万円の繰越しを行うものです。12月議会で議決された4261万4000円と合わせて、補正後として、6857万4000円の繰越しを行うものです。

議案第12号 令和7年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

議案第13号 令和7年度生駒市病院事業会計補正予算（第2回）

【子育て健康部】

（議案第12号）

今回の補正予算は、歳入歳出ともに8206万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億9853万円とするものです。

まず、県へ支払う国民健康保険事業納付金額の再算定により、款3国民健康保険事業納付金、項1医療給付費、目1一般被保険者医療給付費、節18負担金補助及び交付金において、3177万4000円、項2後期高齢者支援金等、目1一般被保険者後期高齢者支援金等、節18負担金補助及び交付金において、3772万8000円、項3介護納付金、目1介護納付金、節18負担金補助及び交付金において、1252万4000円、合計8202万6000円の増額を計上しています。

次に、預金金利の上昇により、基金に積み立てる予算が不足するため、款6基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金、節24積立金において、3万8000円の増額を計上しています。

財源としては、県への国民健康保険事業納付金の財源として、款7繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金で、同額の8202万6000円を計上しています。

次に、財政調整基金積立金の財源として、款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1利子及び配当金で、同額の3万8000円を計上して

います。

(議案第13号)

昨年3月の市議会定例会で原案可決された、病院事業会計の継続費において、「款 資本的支出」「項 建設改良費」の「生駒市立病院6階東病棟整備工事」として、令和7年度と8年度で総額7億2000万円と設定しました。

令和8年度から工事を開始しますが、増床工事と同時に、病院を利用される方々から要望のあった、1階ロビーの照明の増設や、手術室の整備ための工事を予定しており、総工事費は、2億2413万4000円増加する予定で、令和8年度予算として計上しています。

ついては、継続費が増額するため、その手続きとして、令和7年度予算の補正をするものです。

款と項に変更はありませんが、事業名は「生駒市立病院施設整備事業費」と修正し、年割額を2億2413万4000円増の6億1963万4000円とし、継続費の総額を9億4413万4000円と増額補正します。

次に、第3条、当初予算では、限度額を整備事業の総額として7億2000万円を設定していたものの、7年度のみ額でよかったことが判明したことから、7年度の設定額と同額の3億2440万円に改めています。

議案第14号 生駒市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 生駒市法令順守推進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【総務部】

(議案第14号)

本条例は、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い改正された、行政手続法の改正趣旨を踏まえ、生駒市行政手続条例についても所要の修正を行うものです。

改正の内容としては、不利益処分の名宛人の所在が不明な場合の聴聞の通知の方式について、見直しを行うものです。現行制度では、掲示場に書面を掲示することによって行うことができるとしていますが、改正後は、インターネットによる公表を行うとともに、掲示場での書面の掲示又は事務所に設置したパソコン画面での掲示によって行うものとするものです。

地方公共団体が実施する処分のうち、その処分の根拠となる規定が条例又は規則に置かれている場合等については、行政手続法の適用が除外されるため、同法の改正趣旨を踏まえ、同じ内容の改正を行うものです。

なお、施行期日は、改正行政手続法の施行日と合わせ、令和8年5月21日です。

(議案第15号)

本条例は、現在推進中のカスタマーハラスメント対策の一つとして、市職員に対する不当要求行為への適切な対応を明確にするとともに、コンプライアンス体制の下で運用している公益目的通報制度の運用強化を図るため、法令遵守推進条例の一部を改正するものです。

まず、不当要求行為への適切な対応については、良好な職場環境の形成に資することが本条例の目的の一つであることを明記するとともに、何人も職員に対して不当要求行為をしてはならない旨を規定します。また、附属機関である生駒市法令遵守委員会に対し、要望等が不当要求行為に該当するかの判断及び不当要求であった時の講ずべき措置について諮問し、答申を受けることを明確にするものです。

また、公益目的通報制度に関しては、制度濫用を防ぐために匿名による通報に条件を付しているところ、通報しやすい環境整備に向けて、実名・匿名の区別なく、誠実に通報するものとするとともに、制度運用の透明性を高めるため、運用状況の公表事項に通報事案の概要を追加することで、運用強化を図るものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

なお、令和6年9月定例会において、パブリックコメントを実施しなかったことを理由に否決になったことを踏まえ、本条例改正については、令和7年12月26日から令和8年1月25日の期間でパブリックコメントを実施しています。

(議案第16号)

本条例は、生駒市監査委員条例、生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、生駒市下水道事業の設置等に関する条例、生駒市病院事業の設置等に関する条例の4条例について、地方自治法及び地方自治法施行令の改正により、条例中で引用している条項の繰下げが行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は、地方自治法及び地方自治法施行令の改正が施行される、令和8年9月24日です。

(議案第17号)

本条例では職員数の上限である職員定数について定めていますが、令和8年度の行政組織改編等に伴い、教育委員会の事務部局において、教育学習施設等の施設整備及び管理業務での業務量の増加が見込まれることから、市長の事務部局と教育委員会の事務部局の定数を改正するものです。

改正内容としては、生駒市職員定数条例、第2条「職員の定数」において、市長の事務部局の職員の定数「597」人を「587人」に、教育委員会の事務部局の職員の定数「144」人を「154」人に改めるものです。

なお、全体の職員定数910人に変更はありません。

施行期日は、令和8年4月1日です。

(議案第18号)

本条例については、国や奈良県、奈良市で既に導入されているフレックスタイム制を本市に導入するに当たり、生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市の一般職の職員の給与に関する条例を改正するものです。

また、この改正に伴い、条項を引用している生駒市職員の育児休業等に関する条例及び生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の文言修正を行うため、附則にて改正します。

本市が導入を予定しているフレックスタイム制は、1カ月において、満たすべき総勤務時間数となるように、日々の始業・終業の時刻や勤務時間を設定できる制度です。

また、1週間につき1日を限度として、勤務時間を割り振らない日を追加で設定し、週休3日とすることができます。

対象職員については、一部の職を除いた一般職の常勤職員としています。

なお、令和8年9月30日までの期間、対象職員のうち、管理職の職員と育児・介護を行う職員を対象として、試行期間を設けます。

フレックスタイム勤務の1日の例として、午前10時から午後3時までを必ず勤務しなければならないコアタイムとしています。

また、午前5時から午前10時までが始業時刻、午後3時から午後10時までが退勤時刻をそれぞれ15分単位で設定できるフレキシブルタイムとしています。

条文上の主な改正内容としては、「生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」においては、第3条及び第5条で週休日に関する改正を、第6条で休憩時間に関する改正を行うとともに、「生駒市の一般職の職員の給与に関する条例」においては、第6条で給料の日割り計算に関する規定の改正を、第10条、第11条、第14条の3でそれぞれ時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当に関する主に引用の文言に関する改正を行います。

また、附則において生駒市職員の育児休業等に関する条例及び生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例における引用条項の改正を行います。

条例の施行期日は、令和8年4月1日とし、令和8年9月30日までの間、対象職員のうち、管理職の職員と育児・介護を行う職員を対象として、試行期間を設けます。

(議案第19号)

本条例は、令和7年の人事院勧告における給与改定の内容に準じ、通勤手当及

び会計年度任用職員の給料表の改定を実施するものです。なお、人事院勧告における給与改定内容のうち、令和7年4月に遡及適用となる、月例給の引上げ及び期末・勤勉手当の支給月数の引上げ等については令和7年12月定例会において議決されています。

今回の改正内容は3点あります。

まず、1点目は、「生駒市の一般職の職員の給与に関する条例」において、自動車等使用者に対する通勤手当の支給限度額を4万2000円から6万7900円に引き上げるものです。この改正は、現行60キロメートルを上限とする距離区分について、100キロメートルまでの新たな距離区分を新設するためのものです。

なお、距離ごとの支給額については、規則改正にて対応する予定です。

2点目についても、給与条例における通勤手当の改正で、駐車場等を利用する職員への駐車場等の利用に対する手当を創設するもので、上限額は月額5000円とします。

3点目は、「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」における改正として、給料表を一般職職員に準じて改正を行うものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

議案第20号 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【教育部】

会計年度任用職員の小・中学校の講師において、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる「給特法」改正や、県費非常勤講師との給与格差の解消を図るため、給与表の上限号給を引き上げる必要があることから、条例の一部改正を行うものです。

改正内容としては、別表第3及び第4の「小・中学校講師」の「職務の級及び号給の範囲」について「2級59号給」を「2級125号給」に改めるものです。

なお、施行日は令和8年4月1日です。

議案第21号 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

【子育て健康部】

今回の改正は、令和8年度の国民健康保険税の賦課限度額を県が提示する金額に改正し、引上げを行うものです。

令和7年度の賦課限度額は、基礎課税（医療分）限度額が「65万円」、後期高齢者支援金分限度額が「24万円」、介護納付金分限度額が「17万円」で、合計106万円ですが、今回、基礎課税（医療分）限度額が65万円から66万円、後期高齢者支援金分を24万円から26万円に引き上げることで、賦課限度額が合計109万円となり、国の令和7年度法定限度額と同額になるものです。

条例の施行日は令和8年4月1日となります。

議案第 2 2 号 生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【都市整備部】

手数料の金額及び業務の内容に変更はありませんが、根拠となっている「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」が「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に名称が改正されたことにより、条例内の法令名称の改正、及び所要の文言を改正するものです。

本改正は全国一斉のものであり、今回、奈良県内の特定行政庁においても同様の改正を行うことを確認しています。

なお、施行期日は令和 8 年 4 月 1 日としています。

議案第 2 3 号 生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【福祉部】

この度の改正は、令和 7 年度税制改正において、給与所得控除について 5 5 万円から 6 5 万円に 1 0 万円引き上げられる見直しが行われたことにより、第 9 期介護保険事業計画期間（令和 6 年度から令和 8 年度）中の介護保険の第 1 号被保険者の保険料が減少することを防ぐ観点から、令和 7 年度の税制改正による影響を遮断するために介護保険法施行令が改正されたことに基づき、本市においても同様の改正を行うものです。

なお、令和 8 年度が計画期間中の最終年度になることから、令和 8 年度の保険料の算定のみに関し適用するものです。

内容としては、第 1 号保険料を算定する際に、税制改正の影響により保険料が変わる第 1 号被保険者については、税制改正前と合計所得が同様の判定となるように特例を設け保険料が変わらないようにするものです。

また、今回の改正に当たり、国から留意事項として、令和 7 年度住民税が非課税の方が給与所得控除の引上げ分の範囲内で就労収入の増加があった場合は、介護保険法第 1 4 2 条に定める「特別の理由」に該当するとして、住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できるとされ、その手続きについては本人の申請によらずシステム上の対応が可能とされたことからその改正も行うものです。

1 号保険料については 6 5 歳以上の方が対象になります。単身世帯の方で年金収入は 1 0 0 万円の方の例を持って説明します。

令和 7 年度税制改正の影響を遮断する場合の例として、令和 7 年度の年金収入が 1 0 0 万円の場合、年金の所得控除が 1 1 0 万円であるため、年金の所得は 0 円となります。これは令和 8 年度も同じで合計所得に影響はありません。

次に、給与収入が 1 0 0 万円の方は、令和 7 年度は給与所得控除が 5 5 万円となり、合計所得は 4 5 万円となることから住民税は課税となり、介護保険料は第 6 段階で 8 万 6 4 0 円となります。

令和 8 年度も給与収入が同じ 1 0 0 万円の場合、税制改正により給与所得控除が 6 5 万円に引き上げられているため、合計所得が 3 5 万円となり、住民税が非課税、介護保険料は第 3 段階の 4 万 6 0 3 0 円となることから収入不足が生じま

す。

この保険料の収入不足を回避するために、給与所得控除に10万円を加算することで税制改正の影響を遮断し、税制改正前と同様の判定となり介護保険料も令和7年度と同じ第6段階の8万640円とするものです。

次に、令和7年度住民税非課税者を減免する例ですが、先ほどと同様、年金所得は令和7年度、8年度とも0円です。

令和7年度の給与収入が96万円の場合、55万円を控除しますので合計所得は41万円になり住民税は非課税、介護保険料は第3段階の4万6030円となります。

令和8年度は給与所得控除の引上げを考慮し、給与収入を106万円得たとします。給与所得控除は65万円ですので、合計所得は41万円となり、住民税は非課税、介護保険料は第3段階の4万6030円となりますが、令和8年度は税制改正の影響を遮断し、税制改正前と同様の判定を用いるため、給与所得に10万円を加算し、合計所得は51万円、住民税は課税となり、介護保険料は第6段階、8万640円となります。

しかしながら、国から留意事項として、令和7年度住民税が非課税の方が給与所得控除の引上げ分の範囲内で就労収入の増加があった場合、この例では、10万円の給与所得控除の引上げの範囲内の10万円の収入の増加であることから、減免対象となり、令和7年度の非課税判定まで減免を行い、介護保険料は第3段階の4万6030円となります。

各対象者の見込みですが、各対象者の令和8年度の課税状況は未確定のため、あくまでも令和7年度の実績をベースにした推定となりますが、対象者となる方が200人程度、減免対象となる方が340人程度と見込んでいます。

議案第24号 生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【建設部】

この条例は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月26日に公布されたことに伴い道路占用料を改正するものです。

この政令の改正は、令和6年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路占用料の額を見直されたものです。

本市での道路占用料の額は、道路占用料に関する条例で定めていますが、道路法施行令に定められている国道の占用料の額に準じたものとしており、政令の改正を受けて、本条例の占用料を改正するものです。

道路占用料の額の改正内容については、新旧対照表のとおりです。

なお、この条例の施行日は、令8年4月1日としています。

議案第 25号 生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 26号 生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

【消防本部】

(議案第 25号)

今回の条例の一部改正は、「一般職の職員の給与に関する法律等」の一部改正に伴い、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部改正が令和8年2月6日に公布され、あわせて「市町村消防団員等公務災害補償条例(例)」の一部が改正されたもので、これを受けて「生駒市消防団員等公務災害補償条例」を改正するものです。

この条例については、消防団員や活動現場で消防・救急業務に協力した消防作業従事者などの公務災害補償に関して定めているもので、療養や介護補償を除く消防団員の損害補償は、補償基礎額に基づき補償することとなっており、本条例における補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額は、基準とする政令及び条例(例)のとおり改正するもので、施行日は令和8年4月1日となります。

(議案第 26号)

今回の条例の一部改正は、近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外のテント等にいわゆるサウナストーブと呼ばれる放熱設備を設置する事例が全国で増加しており、現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定しているものとなっているため、こうした屋外等でテント等に設置される消費熱量が小さい「簡易サウナ設備」に適用される基準を定める必要性が生じていました。

このことから、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」に加え、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」についての所要の改正が行われ、合わせて「市町村火災予防条例(例)」の一部が改正されたことにより、「生駒市火災予防条例」の一部を改正するものです。

条例第7条の2に規定していた「サウナ設備」について、新たに「簡易サウナ設備」を対象火気設備として追加し、これまでのサウナ設備を「一般サウナ設備」として分類して、それぞれの位置及び構造に係る基準を定めます。

「簡易サウナ設備」とは、従来のサウナ設備と特性が異なり、テント型やバレル型と呼ばれるサウナ室に設ける放熱設備であって、屋外その他、直接外気に接する場所に設ける定格出力6キロワット以下のもので、薪又は電気を熱源とするものです。

なお、第44条で「簡易サウナ設備」の火の使用する設備等の設置の届出は、「一般サウナ設備」と同様に届出を要することとしますが、相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものは除くこととしています。

また、第29条の7に規定する「住宅における火災の予防の推進」として、令和6年能登半島地震を受けて、総務省消防庁で検討された「輪島市大規模火災を

踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」において、大規模地震時での電気火災対策として、住宅の火災予防を更に推進するため、感震ブレーカーの普及促進を明記することとされました。

本条例における改正内容は、基準となる省令及び告示に基づく条例(例)のとおり改正するもので、施行日は令和8年3月31日となります。

議案第27号 市道路線の認定について

議案第28号 市道路線の廃止について

【建設部】

市道路線の認定は、開発帰属によるものが12件、また奈良県からの旧国道168号線の移管に伴う既存市道の再編成による廃止及び認定が1件です。

なお、各路線の延長及び幅員については説明を省略します。

まず、①「乙田線支線19号」、②「乙田線支線20号」、③「乙田線支線21号」、④「乙田線支線22号」、⑤「乙田町第1歩行者道」、⑥「乙田町第2歩行者道」を新たに認定するものです。

本路線は、竜田川の東側に位置する萩の台地内の道路です。

次に、⑦「中菜畑2丁目7号線」、⑧「中菜畑2丁目8号線」、⑨「中菜畑2丁目第1歩行者道」です。

本路線は、国道168号線の東に位置する中菜畑2丁目地内の道路です。

次に、⑩「別院線支線4号」、⑪「別院線支線5号」です。

本路線は、生駒高校の南側に位置する壱分町地内の道路です。

次に、⑫「広畑湯舟線支線6号」です。

本路線は、山崎浄水場の西側に位置する山崎町地内の道路です。

以上、12路線については、開発事業により整備され、都市計画法の規定により帰属された道路を認定するものです。

次に、⑬「竜田川線」を廃止し、⑭「竜田川線」として新たに認定するものです。

本路線は、旧国道168号線の移管に伴い、既存市道の再編成を行ったものです。

以上、13路線の市道認定及び1路線の廃止について、道路法第8条第2項及び10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案説明書

【2月26日開催分】

令和8年3月定例会

令和8年生駒市議会第3回(3月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和8年2月26日(木) 午後1時

2 場 所 第1会議室

3 説明議案

議案第5号	令和8年度生駒市一般会計予算
議案第6号	令和8年度生駒市介護保険特別会計予算
議案第7号	令和8年度生駒市国民健康保険特別会計予算
議案第8号	令和8年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算
議案第9号	令和8年度生駒市下水道事業会計予算
議案第10号	令和8年度生駒市病院事業会計予算

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

経営企画部長	井上博司	総務部長	小林弘幸	財務部長	鍬田明年
地域活力創生部長	川島健司	福祉部長	後藤治彦	子育て健康部長	吉村智恵
建設部長	米田尚起	都市整備部長	清水一彦	消防長	金田和彦
教育部長	松田 悟	生涯学習部長	坂谷 操		

議案第5号 令和8年度生駒市一般会計予算

【令和8年度予算の総括と一般会計の歳入歳出全般の概要を「令和8年度予算案の概要」に基づき説明】

「1 予算案の要点」です。

一般会計予算額は、「489億300万円」、対前年度比で「12億1500万円」、「2.5%」の増加です。

市税、地方譲与税、県税交付金で構成される税収ですが、まず市税については、市税は、社会的な税収増の結果、「5.1億円」の増収となり、県税交付金についても、利子割交付金や地方消費税交付金等の増収が見込まれ、税収全体では、「10.6億円」の増となりました。

また、国の地方財政計画の結果、地方交付税は増加するとともに、臨時財政対策債については、引き続き新規発行額がゼロとなる見込みです。

歳入全体としては、社会保障関係費の増加や小中学校に関する投資的経費が継続・本格化すること等に伴う特定財源の増減もあり、前年度から「12.2億円」の増加となりました。

歳出では、義務的経費において、常勤職員や会計年度任用職員に係る給与改定による人件費の増加に加え、各種委託料等の物価高に伴う事業費の増加が見込まれ、さらに、社会保障関係費が、公定価格の上昇に伴う施設型給付費負担金や障がい福祉サービス費の利用増等により増加しています。

なお、社会保障関係費の推移については、27ページで記載しています。

また、各施設の老朽化への対応に加え、上中学校長寿命化事業などの事業が継続・本格化することもあり、前年度から「12.2億円」増加となりました。

予算編成に当たっては、今後も増加する経常経費に対応しつつ、中長期的な視点を持ちながら健全な財政運営を継続することを念頭に予算編成に当たり、経常経費に対するマイナスシーリングは行わなかったものの、査定では、限られた一般財源を有効に活用すべく、臨時的経費や投資的経費については、市民の安全安心を確保することを最優先に、緊急性・必要性を十分に精査する等、徹底した歳出削減を行うことにより、予算の重点化・効率化を図りました。

「教育」、「子育て支援」、「福祉」、「健康づくり」など大きな柱に据えながら、様々な行政需要に適切に対応しながらも、各種特定財源の確保、公共施設等総合管理基金等の特定目的基金や交付税算入のある有利な起債を有効活用することで、適正な実質収支を生み出せる財政構造を目指しました。

「3 予算総括表」について、金額については、100万円単位に四捨五入して説明します。

まず、「(1) 会計別総括表」の「1 一般会計」の予算額は、「489億300万円」で、「12億1500万円」、「2.5%」の増です。

続いて、「2 特別会計」、「3 企業会計」の予算額は表のとおりです。

次に、「(2) 一般会計歳入内訳」について、増減額の大きい項目等について説明します。

まず、款1「市税」は、「180億4700万円」で、「5億1200万円」、

「2.9%」の増です。

税別の内訳については、個人市民税が、社会的な税収増で「4億6500万円」、「5.4%」の増、固定資産税が、「6000万円」、「1.0%」の増となっています。

次に、款3「利子割交付金」から款9「環境性能割交付金」までの県税交付金ですが、款3「利子割交付金」や款7の「地方消費税交付金」が大きく増加し、県税交付金全体としては5億4700万円の増収となっています。

続いて、款10の「地方特例交付金」は、個人住民税減収補填特例交付金などは令和7年度より減額を見込んでいますが、自動車税減収補填特例交付金などが見込まれるため、令和7年度より3400万の増額になっています。

続いて、款15「国庫支出金」については、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」や「子どものための教育・保育給付交付金」等の増により、「14億8900万円」、「18.3%」の増加となっています。

款16「県支出金」については、「子ども医療費補助金」や「国勢調査委託金」等の減により、「9000万円」、「2.2%」の減少となっています。

続いて、款19「繰入金」は、投資的事業に対する「公共施設等総合管理基金」や起債等の償還に対する「減債基金」の繰入れが減少したことから、「2億8700万円」、「14.1%」の減となりました。

続いて、款21「諸収入」は、「学校給食材料費徴収金」等の減少があるものの、他団体からのごみの搬入による「ごみ処理負担金」等の増加により、「6300万円」、「4.1%」の増となりました。

最後に、款22「市債」は、小学校エアコン整備に係る市債などが大幅に減少し、「11億8100万円」、「40.7%」の減となりました。

続いて、「(4)一般会計歳出内訳」について、増減額の大きい項目について説明します。

まず、款2「総務費」は、基金管理費やオフィス改革に伴う庁舎管理費等の増に伴い、「8億400万円」、「15.5%」の増加となっています。

次に、款5「産業経済費」は、テレワーク・インキュベーション事業費や企業誘致施策事業費等の減に伴い、「1億500万円」、「15.7%」の減少となっています。

款7「消防費」は、消防施設等整備事業費等の増により、「2億8000万円」、「16.6%」の増加となっています。

最後に、款10「公債費」は、償還元金が減少し、「3億700万円」、「12.8%」の減少となっています。

次に、「(5)一般会計性質別内訳」について、主な増減を説明します。

「義務的経費」のうち「人件費」については、「5億8200万円」、「6.4%」増加していますが、給与改定による給与費の増によるものです。

「投資的経費」は、小学校施設整備事業などが減少したため、前年度より「7億900万円」、「13.4%」の減少となっています。

「その他の経費」では、前年度より増減の大きなものとしては、「積立金」で、

昨年度より「2億9200万円」、「50.3%」の増となっておりますが、主な要因は、病院事業会計貸付金を原資に減債基金に積立てを行うものです。

議案第5号 令和8年度生駒市一般会計予算

【予算に関する説明書に基づき説明】

【議会事務局】

31ページから32ページの款1議会費、項1議会費、目1議会費です。

この費目は、議会運営全般に要する経費ですが、議員の報酬及び事務局職員の給料などの人件費に係る経費が大部分を占めています。

その他、主な経費としては、会議録の作成や議会報の発行などの議会運営に関する経費及び議員の調査研究活動に要する経費です。

また、ペーパーレス化を図り、より活発な議員活動を担保するため、新たに議会としてタブレット端末の導入及び文書共有システム等の運用にかかる経費を計上しています。

なお、これらの経費のうち、業務が次年度にわたる「議会報印刷業務」については令和9年度の債務負担行為を、「タブレット端末導入及び運用業務」「文書共有システム導入及び支援業務」については、令和11年度までの債務負担行為を設定しています。

【経営企画部】

32ページから34ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費です。

この費目においては、市政顧問の報酬及び費用弁償に係る経費、ふるさと生駒応援寄附に係る経費を計上しています。

次に、35ページから36ページのみ4広報広聴費です。

この費目においては、市政情報を発信し、まちづくりへの関心と参画を促す広報紙「広報いこまち」の発行、市ホームページや市LINE公式アカウントの運用の他、インターネットを活用した「デジタルききみみポスト」による市民の声を聴く取組などの関連経費を計上しています。

また、プロモーションサイト「good cycle ikoma」をはじめとする多様なメディアやインターネット広告を活用した情報発信、市民PRチーム「いこまち宣伝部」と協働した情報発信に要する経費を計上しています。

次に、37ページのみ6企画費です。

この費目においては、進行管理と令和10年度から開始する第3期基本計画の策定を行う「総合計画審議会」の開催、運営にかかる経費や、行政改革に関する取組等の審議を行う「行政改革推進委員会」の開催、運営にかかる経費を計上しています。

次に、41ページから42ページのみ11防災費です。

この費目においては、竜田川・富雄川に流れる中小河川の浸水想定区域を反映した洪水ハザードマップ作成や、防災行政無線の保守、防災施設の整備、災害用

資機材食料の整備備蓄等にかかる経費のほか、災害時に庁舎及び消防本部のインターネット環境が使えるようにするための低軌道衛星通信サービスの導入に関する経費、地域防災力の向上のための自主防災会活動への補助金などの経費を計上しています。

【総務部】

32ページから34ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費です。

この費目については、市長を始め、経営企画部及び総務部の職員の給与並びに退職者の退職手当等に係る人件費のほか、勤務情報システムなど人事に係るシステムの運用・利用の経費、SPI3総合能力試験など職員採用にかかる経費、及び職員健康診断等、職員の健康管理に必要な経費、障がい者の任用と定着の支援にかかる経費、政治倫理審査会、法令遵守委員会の運営経費、地理情報システムの運用に関する経費、課税の評価替えのタイミングに合わせて実施している航空写真撮影とそれに基づく地形図データの更新等に関する経費を計上しています。

また、庁内外ネットワークや各種サーバ、システムの保守運用、職員用PCの更新等に要する経費を計上しており、主なものは、「業務系情報環境の整備」として、庁内外ネットワークや各種サーバ、システムの保守運用、職員用PCの更新等に要する経費を、「自治体情報システムの標準化・共通化」として、基幹系システムの標準化・共通化に要する経費を計上しています。そのほか、「AI・RPA等の活用による業務の効率化」として、RPA/AI-OCRの利用に要する経費などを計上しています。

また、奈良県広域水道企業団への派遣職員の人件費、約2億9000万円をこの目で計上しています。

次に、34ページ目の目2職員研修費です。

この費目では、人材育成基本方針に基づき、本市のビジョン、ミッション、バリューに即した職員の育成に向け、多種多様な学びの機会を提供するための庁内研修や外部研修機関への派遣等に要する経費を計上しています。令和8年度においても、階層別に行う一般研修や専門研修のほか、職員の幅広い視野を培い、意識改革を促すため、派遣研修を実施するとともに、職員のマネジメント等能力強化研修、法令研修を実施し、必要な知識の習得と業務遂行能力の向上を図ります。

また、職員の資質の向上を図ることを目的として、資格取得助成にかかる経費を計上しています。

次に、34ページから35ページにかけての目3文書費ですが、郵便事務や電子決裁等を含めた文書管理、法制執務、情報公開等の経費、オフィス改革に伴う文書の電子化に関する費用を計上しています。

次に、36ページから37ページ目の目5財産管理費ですが、庁舎や車両の維持管理経費、基金の積立などの経費で、窓口DXと一体的に推進する本庁舎1階のオフィス改革に関する費用を節12委託料、節14工事請負費、節17備品購入費等に計上しています。

次に、37ページから38ページの目7公平委員会費ですが、公平委員会の運営経費を計上しています。

次に、39ページから40ページの目9人権施策費です。

この費目については、人権施策審議会をはじめ、人権啓発・相談、多文化共生や犯罪被害者支援などに要する経費を計上しています。

昨年度から人権施策審議会等の意見聴取により進めてきた「生駒市人権擁護に関する条例」についてパブリックコメント等の手続きを経て今年度中に改正を進めます。また、多文化共生を推進するため、奈良先端大との連携や市民協働により、国際交流イベントや講座等の多様な事業を実施するとともに、庁内連携を図り事業を推進します。

次に、40ページから41ページの目10交通対策費です。

この費目は、交通指導員等による交通安全啓発のほか、放置自転車防止指導や、自転車駐車場及び自動車駐車場の管理などの経費で、節12委託料には、市営自動車駐車場における指定管理業務や施設修繕を図るための経費を計上しています。

また、公共交通関連の経費としては、コミュニティバスの7路線の運行に係る経費とグリーンスローモビリティの運行に要する経費、バス運賃無料DAYをはじめとする公共交通の利用促進に要する経費、及び奈良交通株式会社の市内バス路線である富雄北生駒線・北生駒傍示線への運行補助金などを計上しています。

次に、42ページの目12諸費ですが、法律相談や平和事業にかかる経費、また、「特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺」被害防止対策強化として、注意喚起を行うための費用を計上しています。

次に、43ページの目13男女共同参画費です。

この費目は、男女共同参画審議会をはじめ、セミナーや交流会に要する経費、女性相談、男性相談にかかる経費など、ダイバーシティ推進プラザの運営に要する経費を計上しています。

次に、43ページの項2徴税费、目1税務総務費では、固定資産評価審査委員会の運営経費を計上しています。

次に、45ページから46ページの項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費です。

この費目は、戸籍住民基本台帳事務をはじめ、証明書のコンビニ交付やマイナンバーカードの交付に要する経費、市民課の窓口業務を民間事業者に委託する経費、住民票の写しや印鑑登録証明書などを発行している、市民サービスコーナーの運用に要する経費を計上しています。

次に、46ページの目2住居表示整備費ですが、住居表示板等の購入や住居表示台帳システムにかかる経費を計上しています。

次に、47ページの項4選挙費、目1選挙管理委員会費ですが、職員給与費、委員会運営費、選挙啓発費、選挙人名簿等にかかる経費を計上しています。

次に、48ページの目2知事・県議会議員選挙費では、令和9年4月に予定されている「知事・県議会議員選挙」にかかる経費を計上しています。

次に、48ページから49ページの目3市長・市議会議員選挙費では、令和9

年4月に予定されている「市長・市議会議員選挙」にかかる経費を計上しています。

なお、「知事・県議会議員選挙」及び「市長・市議会議員選挙」における、ポスター掲示場設置・撤去等については、年度を越えて行う業務のため債務負担行為を設定しています。

次に、49ページの項5統計調査費、目1統計総務費では、統計事務に関する経費を、49ページから50ページの間目2統計調査費では、「経済センサス活動調査」に関する経費等を計上しています。

次に、50ページから51ページの項6監査委員費、目1監査委員費では、監査事務に係る監査委員報酬や事務局職員の人件費などを計上しています。

次に、58ページの款3民生費、項1社会福祉費、目7人権文化センター運営費は、各種講座等を開催するセンターの管理運営費です。

次に、63ページから64ページの項2児童福祉費、目5児童館運営費です。

この費目は、小平尾南児童館の運営と管理に要する経費です。

次に、81ページから82ページの款5産業経済費、項2商工費、目4消費生活費です。

この費目では、拡大する特殊詐欺等からの被害防止の啓発活動の拡大や専門相談員による消費生活相談等を実施する消費生活センターの運営経費を計上しています。

最後に、109ページから110ページの款8教育費、項5社会教育費、目4人権教育推進費です。この費目では、人権教育講座「山びこ」や日本語教室等の実施、人権教育推進協議会への補助などに要する経費を計上しています。

【デジタルイノベーション推進課】

32ページから34ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費です。

この中で、デジタルイノベーション推進課の所管は、庁内や地域のDX推進に関する経費で、該当する予算額としては、1億1130万7000円となります。

主なものは、「公共インフラDXの推進」として、遠隔臨場システムを活用した現場業務の効率化に要する経費を「地域ポイント事業」として、市民との協創によるまちづくりを実現する手段として今年度導入した地域ポイント、まちのコイン「くるり」の更なる利用の促進に関する経費を、「窓口DXの推進」として、「書かない・待たない・回らない窓口」の実現を目指し、デジタル技術を活用した業務フローの再構築に要する経費等を計上しています。

【財務部】

6ページから8ページの款1市税ですが、市民税、固定資産税、都市計画税等の市の自主財源の根幹をなす収入になります。

市税全体では、令和7年度より合計5億1153万5000円の増額を見込んでいます。

次に、8ページの款2地方譲与税ですが、国が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により地方団体に譲与されるものです。

これについては、令和7年度より合計399万8000円の増額を見込んでいます。

続いて、9ページから10ページの款3利子割交付金から款9環境性能割交付金は、県税交付金と呼ばれますが、県税の一定割合が県から市に交付されるものです。

これらを合わせて、令和7年度より5億4661万円の増額を見込んでいます。

続いて、11ページの款10地方特例交付金ですが、減税政策等に伴う地方の減収額を補填するため国から交付されるものです。

これについては、個人住民税減収補填特例交付金などは令和7年度より減額を見込んでいますが、自動車税減収補填特例交付金などが見込まれるため、令和7年度より3370万7000円の増額を見込んでいます。

続いて、12ページの款11地方交付税ですが、各自治体の不均衡を調整し、全ての団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障するため、一定の合理的な基準によって国から再配分される交付金です。

普通交付税と特別交付税がありますが、合わせて令和7年度より6931万2000円の増額を見込んでいます。

続いて、23ページの款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金です。

これは、各基金の運用に伴い生じる利子や配当金を計上していますが、定期預金や債券による効率的な運用や預入れ金利の上昇により、令和7年度よりも大幅な増額を見込んでいます。

続いて、26ページの款20繰越金については、令和7年度と同額を計上しています。

続いて、27ページの款21諸収入、項2市預金利子については、預入れ金利の上昇により、令和7年度よりも大幅な増額を見込んでいます。

歳入の最後ですが、29ページから30ページにかけての款22市債、項1市債、令和7年度より、11億8060万円の減額を見込んでいます。大きな要因としては、小学校屋内運動場エアコン整備事業に伴う起債の減です。

続いて、歳出です。

32ページから34ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、財務部に係るものとして、財務書類作成支援業務にかかる経費や電子入札システムや土木積算システムなどの運用に要する経費、公金の金融機関での収納や支払い、市役所一階の派出窓口にかかる経費などを計上しています。

続いて、36ページから37ページの間目5財産管理費のうち、財務部に係るものとして、節24積立金で基金の積立金の経費を計上しています。

次に、43ページから45ページの項2徴税费ですが、この費目は、市税の賦課と徴収に要する経費になります。

賦課では、公平かつ適正な課税を行うために必要な、電算処理などの経費を計

上しています。

また、徴収では、コンビニ収納やスマートフォン収納等に要する手数料、滞納処分における預貯金の照会業務など市税の収納に要する経費を計上しています。

次に、115ページから116ページの款10公債費については、これまでに借り入れた市債の償還元金や利子を計上しています。

最後に、款11予備費です。

年度途中における、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため前年度と同額の5000万円を計上しています。

【地域活力創生部】

まず、38ページから39ページの款2総務費、項1総務管理費、目8市民活動費です。

この費目では、身近な拠点に多様なサービスと人的交流を創出する取り組み「複合型コミュニティ（まちのえき）づくり」を継続して進めるための経費を計上するほか、市民参加を推進するための経費として、「いこまどんどこまつり」の各実行委員会への補助金、上北山村、敦賀市、南あわじ市との友好都市交流を促進するための経費、電子回覧板等デジタル活用に取り組む自治会を対象に助成する「地域コミュニティICT活用事業」に要する経費、「市民自治協議会」の活動や設立に向けた支援、地域課題の解決につながる公益活動の創出・発展を支援する地域活動応援補助金「まちのわ」や、市民公益活動に関する各種講座・相談事業の開催に要する経費を計上しています。

そのほか、自治会を中心とした地域活動を促進するための経費として、「自治会活動に係る自治振興補助金」や「地区集会所の改修に対する補助金」にかかる経費などを計上しています。

次に、70ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費です。

この費目は、歩きたばこ及び路上喫煙の防止啓発活動をはじめ、スズメバチの駆除費用に対する補助、市営火葬場の適正な運営と維持管理に要する経費、街路灯・防犯灯の維持管理に要する経費、ふるさと生駒応援寄附を活用した所有者不明猫適正管理事業に要する経費のほか、令和8年度は、引き続き防犯灯の一斉点検に要する経費を計上しています。

次に、70ページから71ページのみ5環境保全対策費です。

この費目で、地域活力創生部の所管は、環境基本計画や公民連携の推進、環境保全対策のための経費で、該当する予算額としては、5億9144万4000円です。

環境基本計画及び公民連携を推進するための施策としては、「SDGs未来都市計画」を推進するため、市民団体、民間企業など多様な主体をつなぐ「いこまSDGsアクションネットワーク」の活性化に要する経費、地域のSDGs推進のモデルとなる事業を創出するための「SDGs推進事業補助金」に要する経費、自然エネルギーの普及促進を図るための「各種補助」、脱炭素先行地域づくりの取組に要する経費のほか、協創対話窓口の活性化や奈良先端大との連携推進を図

るための経費として、地域課題を踏まえた公民連携事例を創出するためのマッチング支援事業や、新たに「ふるさと納税」を活用した奈良先端大の産学官連携の取組に対する補助などに要する経費を計上しています。

また、環境保全対策として、市内の環境状況を把握するための調査及び学研高山地区環境保全対策に要する経費と、水環境推進事業として、生活排水対策や河川クリーンキャンペーンの実施など、市民・事業者・市民団体との協働により、河川美化活動等の定着を図る経費を計上しています。

次に、72ページの項2清掃費、目1清掃総務費です。

これは、職員の人件費や、大阪湾埋立処分場建設事業（大阪湾フェニックス計画）への応分の負担を行う経費などです。

次に、72ページから73ページの間目2ごみ処理費です。

燃えるゴミの収集運搬及びまごころ収集業務や、大型ごみ・燃えないごみの収集運搬・中間処理及び受付業務にかかる経費、不法投棄防止等にかかる経費、また、ごみ減量化対策として、資源物等収集運搬及び中間処理業務、プラスチック製容器包装収集運搬及び中間処理業務にかかる経費、食器等のリユース・リサイクルの推進、集団資源回収補助等に要する経費を計上しています。

次に、73ページから74ページの間目3ごみ処理施設費です。

この費目は、清掃リレーセンターの管理運営及び清掃センターの長期包括運営業務に要する経費が主なものです。

令和8年4月から平群町及び斑鳩町の燃えるごみの受入れを開始するに当たって、追加で必要となる経費についての委託料を計上しています。

なお、両町からのごみ処理負担金として、2億4400万円余りの歳入を新たに計上しています。

また、清掃リレーセンターでは、ごみ圧縮設備等の更新に要する経費のほか、リユース品の販売強化、もったいない食器市の拡充など、ごみの5Rと環境負荷の少ないまちづくりに要する経費を計上しています。

次に、74ページの間目4し尿処理費です。これは、し尿の収集運搬の経費が主なものです。

次に、74ページから75ページの間目5し尿処理施設費です。これは、エコパーク21の運転管理等に要する経費が主なものです。令和8年度末で、エコパーク21の長期包括運営業務委託の契約期間が満了するため、新たに事業者を選定するための経費を計上しています。

次に、75ページから76ページの款5産業経済費、項1農業費、目1農業委員会費では、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬や事務局職員の人件費、事務経費等を計上しています。

次に、76ページの間目2農業総務費では、農林部門の職員の人件費と事務経費等を計上しています。

次に、76ページから78ページの間目3農業振興費です。

この費目は、農地の保全・活用を図るため、令和6年度に策定した地域計画の実現に向け、モデル地区において、遊休農地と新たな担い手のマッチングや、農

業環境の整備を行うとともに、それらの課題整理と解決策を検討するための費用や農業以外のことを続けながら農業を始めたい方のチャレンジを支援するいこまファーマーズスクールを開講する「半農半X支援事業」のほか、新規青年就農者支援のための「農業次世代人材投資資金及び経営開始資金」や、「新規就農者経営発展支援事業補助金」の交付、市民に地産の農産物をPRする「農業祭」や「地場野菜等PR事業」、食と農と市民をつなぐワークショップいこまレストランの実施など、「地産地消の推進」等に要する経費を計上しています。

また、有害鳥獣被害防止対策では、防止柵、捕獲檻の設置補助や地域が、広範囲でイノシシ防除柵を設置する際の材料支給に要する経費などのほか、捕獲した際に檻を管理している地元への奨励金を計上しています。

次に、78ページ目の4 森林対策事業費では、「森林環境譲与税」を活用して、森林ボランティア活動を支援するための補助金など、市民力を活かした森林整備を推進するための経費のほか、危険木の伐採事業補助や次年度以降の事業に活用するために積み立てる「森林環境整備促進基金積立金」の経費などを計上しています。

次に、78ページ目の5 農地費では、ため池の防災工事の必要性を判断するための「ため池豪雨耐性評価業務」に要する経費のほか、農業基盤整備のために地元が行う水路やため池の改修を支援する土地改良事業補助に要する経費などを計上しています。

次に、79ページから80ページの項2 商工費、目1 商工振興費では、「変革と挑戦」に取り組む中小企業を発掘し育成を行う、エコノミックガーデニング「EGいこま」を推進するため、生駒商工会議所が行う事業へのEG推進補助金のほか、創業支援事業であるIKOMA LOCAL BUSINESS HUBを継続するとともに、過去の創業セミナーに参加した方を対象にフォローアップを行う経費を計上しています。

また、市内中小企業の人材確保や育成を専門家派遣等により総合的に支援する「人材確保等総合支援事業」を昨年度に続いて実施するほか、新たに本市産業・観光振興の指針となる「商工観光ビジョン」の改定に向けた調査業務に要する経費を計上しています。

併せて、企業立地促進条例に基づく企業立地促進補助金のほか、商業エリア新規出店チャレンジ応援補助金とオフィス開設支援事業補助金を引き続き交付するとともに、中小企業融資制度に基づく各種補給金や首都圏から本市への移住を促す移住支援金等に要する経費を計上しています。

さらに、令和8年4月のテレワーク&インキュベーションセンター元町の運営開始に伴い、谷田との2拠点体制の運営に必要な経費を計上しています。

次に、80ページから81ページ目の2 観光費では、生駒市観光協会への補助金をはじめ、ベルテラスの本市施設内で行う観光案内業務の委託事業、これまでの宿泊施設立地に関する検討を踏まえた宿泊環境整備支援事業や本市の観光資源である高山茶釜のブランディングを行う「観光ブランディング事業」、高山地区における関係人口の創出及び地域価値向上を目的とした「高山振興事業補助金」

に要する経費のほか、生駒山の観光促進に向けて、山上付近のハイキング道について、路面の補修・美装化の経費を計上しています。

次に、81ページの目3高山竹林園費では、指定管理者への指定管理料等の高山竹林園の維持管理に必要な経費に加え、老朽化状況の調査を実施し、今後の管理方針の検討に活用するための経費を計上しています。

最後に、115ページの款9災害復旧費、項2農林業施設災害復旧費、目1耕地災害復旧費では、農地等の災害復旧工事に要する経費を計上しています。

【福祉部】

51ページから52ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費については、民生・児童委員活動費交付金、重層的支援体制整備事業、ひきこもり支援推進事業、生活困窮者の自立支援事業に要する経費を計上しています。

また、新たに開始する地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定などの経費を計上しています。

次に、53ページから55ページの子3障がい者福祉費については、精神障害者医療に要する経費、身体、知的、精神障がい者などの障害福祉サービスをはじめ、障がい児等支援のための障害児施設給付や、特別障害者手当等の給付に要する経費を計上しています。

同じく、55ページから57ページの子4高齢者福祉費です。

こちらは、令和8年度予算から費目名を老人福祉費から高齢者福祉費に変更しています。

高齢者福祉費については、小瀬保健福祉ゾーンの温泉設備等の維持管理経費、老人クラブ、シルバー人材センターに対する補助、並びにやすらぎの杜優楽の空調設備更新、固定式垂れ壁取り付け業務等に要する経費等です。

また、高齢者交通費等助成事業については、対象年齢を75歳以上の方として、クーポン券制度による移動支援や公共施設の利用など、高齢者の社会参加の促進、健康維持・増進につなげる経費を計上しています。

また、各地域包括支援センターの運営等にかかる経費及び生活支援コーディネーターの配置、第2層協議体への補助など移動支援をはじめとする地域の生活支援体制整備に要する経費を計上しています。

また、RAKU-RAKUはうすの機能を令和7年度で廃止し、幸楽で実施していた事業を令和8年10月から新たにRAKU-RAKUはうすで実施するとともに、近鉄百貨店内のiスクエアを借り、駅前周辺の公共施設で実施していた介護予防教室や生活困窮世帯の学習支援事業など、多世代交流の場として活用できるように、施設改修工事費、敷地借上料等を計上しています。

同じく57ページから58ページの子6介護保険費については、介護人材確保のための介護職員初任者研修受講者への助成金や、入門的研修に要する委託料、第9期介護保険事業計画に基づくグループホームの整備に対する県の基金を活用した補助金及び介護保険特別会計への繰出金となっています。

次に、58ページから59ページの子8福祉センター費については、福祉セン

ターの運営に係る指定管理に要する経費のほか、市民からの寄付を活用した福祉センターバス更新にかかる費用等に要する経費を計上しています。

次に、63ページから64ページの項3生活保護費、目1生活保護総務費については、生活保護事務に係る職員の人件費と事務的経費を計上しています。

また、生活保護業務のDX化を進めるため、AIを活用した支援サービスや預貯金等の電子照会サービスの導入に要する経費を計上しています。

次に、目2扶助費については、生活保護受給世帯への生活扶助をはじめとする住宅・教育・医療扶助等の自立支援に要する経費のほか、令和6年度から本市の独自事業として実施しているエアコン設置に要する経費を計上しています。

続いて、66ページの項4災害救助費、目1災害救助費については、小災害等発生時の災害見舞金等に要する経費です。

【子育て健康部】

53ページから55ページの款3民生費、項社会福祉費、目3障がい福祉費については、節19扶助費で心身障害者医療費助成にかかる経費を計上しています。

次に、57ページのみ5後期高齢者医療費については、後期高齢者の健康診査委託料や療養給付費負担金、また、後期高齢者医療特別会計への繰出金などです。

次に、59ページから61ページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費については、こどもサポート事業として、家庭児童相談事業や要保護児童地域対策協議会の運営に要する経費、また、産前産後家事支援サービスから移行する子育て世帯訪問支援事業に要する経費、子育て世帯支援事業として、みっきランドの運営、親と子の交流事業、ファミリーサポート事業等にかかる経費、こども政策経費として、こどもの意見表明・反映の機会創出事業やこどもの居場所づくり事業など、こども計画を推進する事業にかかる経費を計上しています。

節19扶助費については、子ども医療費助成と未熟児養育医療給付費を計上しています。

次に、63ページのみ4母子父子福祉費については、節19扶助費で、ひとり親家庭等医療費助成に要する経費を計上しています。

66ページの項5国民健康保険費、目1国民健康保険費については、国民健康保険特別会計への保険基盤安定等の繰出金を計上しています。

続いて、67ページから68ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費については、妊婦一般健康診査や巡回方式の拡充と集団方式を新たに試行実施する5歳児健康診査を含む乳幼児健康診査、産後ケア事業などに要する経費のほか、一般不妊治療や不育症治療、生殖補助医療に対する費用の助成など、母子保健事業に要する経費を計上しています。

病院事業については、地方公営企業への繰出基準に基づく病院事業会計負担金及び補助金を計上しています。

同じく68ページから69ページのみ2予防費については、RSウイルスワクチンの定期接種化を含む各種予防接種事業、がん検診、自殺予防対策や禁煙支援等の健康増進事業及び休日夜間応急診療事業並びに食育や健康ウォーキングなど、

健康づくりの推進に要する経費を計上しています。

特に、がん検診については、利用者の利便性や受診率の向上を図るため、WEB予約システム導入にかかる経費を計上しています。

最後に、69ページの日3健康センター管理費については、「セラビーいこま」の管理に要する経費のほか、照明のLED化改修工事の設計業務をはじめとする、施設や設備の経年劣化に伴う修繕等に要する経費を計上しています。

【建設部】

71ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境保全対策費の節18負担金補助及び交付金の浄化槽設置整備補助金です。

本費目は、浄化槽の設置補助について、生活排水対策のため、合併処理浄化槽設置者に対し、補助金の交付に要する経費を計上しています。

補助予定基数は、昨年度と同様の67基です。

また、浄化槽の管理者に対して、指導などを行い、適正な維持管理を推進するための経費を計上しています。

次に、82ページから83ページの款6土木費、項1土木管理費、目1土木総務費です。

本費目は、職員の人件費のほか、南生駒駅や東生駒駅において鉄道事業者が実施する鉄道駅バリアフリー整備事業に対する補助金などを計上しています。

次に、85ページの項2道路橋梁及び河川費、目1道路橋梁総務費です。

本費目は、職員の人件費のほか、道路台帳の整備、道路通報アプリの利用料や、東生駒3丁目、4丁目の各一部地域の地籍調査に要する経費などを計上しています。

次に、同じく85ページから86ページの日2道路橋梁維持費です。

本費目は、市道の維持管理に要する経費で、交通安全施設等設置工事、道路の清掃、草刈り等の管理業務や舗装の維持補修に要する経費のほか、橋梁の定期点検や橋梁予防保全事業、橋梁耐震化事業、及び通学路等安全対策工事に要する経費などを計上しています。

次に、86ページから87ページの日3道路橋梁新設改良費です。

本費目は、職員の人件費のほか、市道の新設改良事業に要する経費で、南生駒駅周辺地区バリアフリー整備事業や都市計画道路上町芝線道路整備事業に係る設計等の経費、谷田小明線道路改良事業における工事費、その他道路整備に要する経費などを計上しています。

次に、87ページの日4河川費です。

本費目は、市の管理する河川・水路の改修や清掃等に要する経費で、調整池等のしゅんせつに要する経費や西旭ヶ丘地内の溢水対策として詳細設計業務、その他河川・水路の改修工事に要する経費などを計上しています。

次に、89ページから90ページの項3都市計画費、目2公園整備費です。

本費目は、職員の人件費のほか、公園や緑地、街路樹の草刈り・せん定等の維持管理に要する経費、樹木の太木化等による被害を未然に防ぐための伐採・整備

に要する経費、街路樹管理計画策定に要する経費、また、生駒山麓公園における指定管理料や主要設備であるキュービクルの更新等に要する経費、さらに、各公園等の整備・補修工事に要する経費などを計上しています。

次に、90ページから91ページの目3緑化推進費です。

本費目は、花壇等の維持管理や花のまちづくりセンターの管理運営に要する経費のほか、里山づくり推進事業や花と緑のわがまちづくり助成制度の補助金などを計上しています。

次に、93ページの項5下水道費、目1下水道費です。

この費目については、一般会計から下水道事業会計へ7億9951万2000円の繰出しをするもので、下水道事業会計予算において収入として計上しています。

最後に、113ページの款9災害復旧費、項1土木災害復旧費、目1道路河川等災害復旧費です。

本費目は、災害応急復旧工事や応急用資材に要する経費などを計上しています。

【都市整備部】

33ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、都市整備部に係る公共施設のマネジメントに関しては、節12委託料で、生駒駅周辺公共施設事業再配置検討業務委託料を、節13使用料では、公共施設を管理するシステム使用に要する経費を計上しています。

次に、82ページから83ページの款6土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節12委託料として、公共施設の安全性の確保を目的とした建築基準法に基づく建築物等の定期点検にかかる経費を計上しています。

次に、83ページから84ページの子目2建築指導費は、建築基準法に基づく建築確認の事務や、多様な住まい方に対応した住まいの選択肢の充実、空き家対策などの経費を計上しています。

84ページの節12委託料には、建築確認システムのデータ更新の委託料や、空き家対策等委託料として、空き家のマッチング支援に要する経費、ニュータウン再生、再編経費などを計上しています。

節18負担金補助及び交付金には、既存住宅耐震改修補助金、既存住宅解体工事補助金、戸建て住宅賃貸化促進奨励金や新規事業の空き家利活用改修補助金など、耐震化や空き家対策に要する補助金などを計上しています。

次に、85ページから86ページの項2道路橋梁及び河川費、目2道路橋梁維持費、節18負担金補助及び交付金にグリーンヒルいこま及びアントレイこま①の市民が利用する通路等の維持管理費に対する負担金を計上しています。

次に、87ページから89ページの項3都市計画費、目1都市計画総務費は、都市計画審議会等の運営経費や、生駒駅周辺及び学研北生駒駅の拠点形成に要する経費などを計上しています。

節12委託料には、学研北生駒駅中心地区まちづくり委託料として、景観形成ガイドラインの作成に要する経費、また、生駒駅周辺都市再生事業委託料として、

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向け、これまで実施してきた社会実験等調査の結果を整理し、生駒駅南口周辺地域の再整備に向けての基本構想を策定するための経費、街なみ環境整備事業委託料として、宝山寺参道周辺地域のエリア価値向上につながる調査等にかかる経費などを計上しています。

節18負担金補助及び交付金には、生駒駅南口の遊休不動産活用に関する補助金、都市計画法に基づく県下一斉の都市計画の基礎調査に要する負担金などを計上しています。

次に、91ページから92ページの日4北部地域整備促進事業費には、学研高山地区第2工区の事業推進に要する経費などを計上しています。

節12委託料には、第2工区全体地権者の会などの運営に要する経費、個別地区の事業推進にかかる経費として、学研高山地区南エリアでは、概略換地設計及び環境調査に要する経費、ゲートエリアでは、事業計画案作成に関する経費に加え、環境調査に要する経費として令和9年度までの債務負担行為として計上しています。

また、周辺地域の価値向上や産業施設の立地誘導に向けた調査の経費などを計上しています。

91ページから92ページの節18負担金補助及び交付金には、事業推進に向け大規模な区画整理事業に精通した専門家の派遣に要する経費などを、節24では、北部地域整備促進基金への積立金を計上しています。

最後に、92ページから93ページの項4住宅費、目1住宅事業費は、市営住宅及び再開発住宅の維持管理や修繕等に要する経費などを計上しています。

節10需用費には、再開発住宅外壁・屋根改修等工事に要する経費などを計上しています。

【消防本部】

93ページの款7消防費、項1消防費、目1常備消防費です。

この目については、消防職員137名の人件費が約88%で、このほかに、94ページから95ページにかけ、火災予防、応急手当普及啓発に要する経費、病院実習などの研修、教育訓練や消火・救急・救助業務の災害出動等に要する経費、奈良市との消防通信指令業務の共同運用に要する経費、消防職員の被服、装備品に要する経費、防火団体の育成に要する経費、消防本部・消防署の施設及び車両等の維持管理に要する経費などです。

続いて、95ページの日2非常備消防費です。

この目については、消防団員の報酬や消防団活動の充実、活性化に要する経費、消防団員が行う消防操法大会をはじめ、各種訓練に要する経費、消防団員の被服、装備品に要する経費、消防団の施設及び車両等の維持管理に要する経費などです。

続いて、96ページの日3消防施設費です。

この目については、新規事業として、はしご付消防ポンプ自動車のオーバーホール業務委託、消防庁舎の高架水槽取替事業や消防施設の照明器具LED化改修工事の実施設計業務委託料、消防装備としては、車両更新計画に基づき、消防本

部の事務連絡車、消防署の指令車、小型動力ポンプ付積載車、消防団機動第4分団の消防ポンプ自動車の更新に要する備品購入費などの経費、また、奈良市と共同運用している通信指令システム及び車両運用管理装置の更新整備に係る経費を負担金として計上しています。

なお、車両更新整備事業の消防署車両2台と、消防団車両1台については、検査旅費、保険料などを含めた更新整備費として、5602万8000円の繰越明許を、また、奈良市・生駒市消防指令センターにおける通信指令システム更新整備事業として、令和7年度から3カ年にかけての事業となることから、令和8年度から9年度にかけて6億1619万6000円を債務負担行為として設定しています。

【教育部】

59ページから61ページの款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費です。

この費目は、幼保こども園課及び児童総務課における事務経費や私立保育所などの健全な運営と、障害児保育、長時間保育、地域子育て支援拠点事業などに対する補助金並びに児童手当の支給などに要する経費です。

保育士確保策として、引き続き、保育士サポート手当や派遣保育士利用支援給付金等を計上しているほか、(仮称)壱分こども園の施設整備交付金を計上しています。

続いて、61ページの子目2児童保育費については、主なものとして市内の私立保育所及び市外の保育所などへの施設型給付費等負担金に要する経費です。

続いて、61ページから63ページの子目3保育所費については、公立保育所の管理・運営に要する経費をはじめ、施設整備や維持管理に要する経費、また、老朽化している中保育園保育室床改修工事、小平尾保育園遊戯棟屋根改修工事にかかる経費、また、新規事業として令和8年度から実施する「こども誰でも通園制度」に関する経費を計上しています。

続いて、63ページの子目4母子父子福祉費については、児童扶養手当の支給をはじめ、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するために要する経費を計上しています。

次に、64ページの子目6学童保育費については、市内の学童保育施設の管理・運営に要する経費として、生駒市学童保育運営協議会や民間学童保育所に交付する補助金等に要する経費及び、民間学童保育所によるサマー学童の開所にかかる経費を計上しています。

次に、97ページから98ページの款8教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費です。

この費目は、教育委員会の運営等に要する経費をはじめ、スクール・サポート・スタッフ、学校教育指導員、特別支援教育支援員や学校司書を配置するほか、外国語指導の充実に要する経費、教育フォーラムの開催、及び自校式通級指導教室を推進するための費用、また、新規事業の熱中症対策としてWBG Tを計測し確

認できるシステムを導入する費用を計上しています。

続いて、98ページから99ページの日2心の教育活動事業費については、「いじめ・不登校対策」に対応するため、これまでの取組を進めながらも、「スクールソーシャルワーカー」の配置拡大、引き続き専門家による助言や支援を進めるための経費、不登校支援の事業として、「校内サポートルーム」を全校に配置するための費用、また、新規事業として、令和9年度の「学びの多様化学校」開設に向けた事業、さらに、学校作業療法士実証事業に要する経費を計上しています。

続いて、99ページから100ページの日3生駒南小学校・中学校整備事業費については、新校舎建設工事に入るに当たり、生駒南小学校に生駒南中学校機能を移すために小学校校舎を改修する工事費や引っ越しのための委託料などに要する経費を計上しています。また、新規事業として生駒南小学校・中学校における教育課程特例校の申請準備に要する費用を計上しています。

次に、100ページから101ページの項2小学校費、目1学校管理費については、小学校の管理・運営に要する経費をはじめ、生駒市独自の小学校1年生の「30人程度学級」の実施や高学年教科担任制推進事業などに要する経費、生駒小学校及び俵口小学校屋上防水改修工事、新規事業の照明LED化未実施校に係る設計委託に要する経費などの小学校施設の改修に要する経費を計上しています。

また、生駒東小学校においてプール授業を生駒南第二小学校と同様に「きらめき」を利用するための経費を計上しています。

続いて、101ページの日2教育振興費については、小学校で使用する教材や備品の購入をはじめ、児童の就学援助に要する経費や、児童の科学への興味・関心やプログラミング的思考を高めるために、奈良高専との連携事業の実施に要する経費を計上しています。

次に、102ページから103ページの項3中学校費、目1学校管理費については、中学校の管理・運営に要する経費をはじめ、新規事業として、夜間に学校開放事業等で活用できるLED投光器の購入や照明LED化未実施校の工事に要する経費、緑ヶ丘中学校屋上防水改修工事など中学校施設の改修に要する経費を計上しています。

続いて、103ページから104ページの日2教育振興費については、中学校で使用する教材や備品の購入をはじめ、生徒の就学援助に要する経費、また奈良先端大の教員や学生による特別授業、部活動指導員派遣事業等に要する経費を計上しています。

次に、104ページの日3中学校施設整備費については、上中学校長寿命化改修工事に要する経費を計上しています。

次に、104ページから106ページの項4幼稚園費、目1幼稚園費については、公立幼稚園の管理・運営に要する経費をはじめ、私立幼稚園への施設型給付費等負担金、保育料負担金等に要する経費を計上しています。

次に、106ページの日2幼稚園施設整備費については、なばた幼稚園に私立保育園の分園を迎え入れるためのプロポーザルにかかる経費のほか、生駒幼稚園管理棟及び保育棟屋根防水工事を計上しています。

次に、109ページの項5社会教育費、目4人権教育推進費については、学校教育における人権教育の推進を図るため、研修会や研究大会の開催、及び教材作成に要する経費を計上しています。

また、112ページから113ページの項6保健体育費、目1保健体育総務費については、学校医報酬のほか、児童生徒・園児並びに小中学校教職員の各種検診の実施に要する経費を計上しています。

続いて、113ページから114ページのみ2学校給食センター運営費については、学校給食センターの管理・運営、施設・設備の維持・修繕に要する経費をはじめ、生駒北学校給食センター管理運営事業に要する経費を計上しています。

最後に、115ページのみ3学校給食材料費については、給食を提供するための食材購入に要する経費、また、新規事業として、物価高による保護者の経費負担を軽減するため、給食費を実質無償化するとともに、公立の学校給食非喫食者に対する補助事業に要する経費を計上しています。

【生涯学習部】

106ページから107ページの款8教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費です。

この費目は、生涯学習振興事業や高齢者教育の推進に要する経費です。

生涯学習振興事業では、社会教育委員会議の運営のほか、自主学習グループなど市民の生涯学習活動の支援を行います。

具体的には「学びと活躍推進事業」として、「i s c h o o l」や「サマーセミナー」等、多様な主体と協働し、市民が主体的に学び合う環境づくりに取り組みます。高齢者教育の推進としては、「いこま寿大学」を運営するほか、「セカンドライフセミナー」を開催し、資産運用や葬儀などの身近にあるテーマについて学び、高齢者が今後の人生をより充実することができるよう取り組みます。

次に、107ページから108ページのみ2社会教育施設費です。

この費目については、生涯学習施設及び体育施設の指定管理に要する経費及び各施設の維持管理と整備に要する経費を計上しています。

生涯学習施設においては、LED化改修工事实施設業務や北コミュニティセンター、生駒セイセイビル・コミュニティセンター空調・中央監視装置等設計業務、芸術会館美楽来空調設備更新工事設計業務などを予定しています。

体育施設においては、生駒北スポーツセンター屋外トイレ屋根改修工事や井出山体育施設高圧受電設備改修工事などを予定しています。

また、総合公園体育施設リニューアル事業として、基本設計・実施設計にかかる経費を、学校体育施設開放事業として、学校体育施設開放事業受付業務等委託、電子錠システム利用料等に関する経費を計上しています。

続いて、108ページから109ページのみ3図書館費です。

この費目は、5箇所図書館・室の運営、各事業に要する経費です。

図書館資料の充実を図るとともに、子どもや高齢者・障がいがある方々へのサービスなどを含む読書推進活動に必要な経費を計上しています。

また、リニューアル工事を終え、新しくなった図書館本館では、落ち着いた読書空間を提供するとともに、市民の交流を生み出すよう、オープニングイベントをはじめとする様々な事業を開催します。

また、図書館本館の閉架書庫にある老朽化した電動密集書庫の更新費用を計上しています。

「生駒市史編さん事業」においては、『市史』本編の第2巻及び史料集を発行するとともに、令和7年度に発刊した第1巻についての記念講演会を開催し、広く市民に郷土史を理解していただく場を設けていきます。

次に、110ページの目5 青少年健全育成費です。

この費目は、青少年健全育成活動事業及び青少年指導に要する経費です。

青少年健全育成活動事業としては、「二十歳のつどい」の開催のほか、子ども・若者総合相談窓口「ユースネットいこま」の運営、家庭教育支援活動に要する経費を計上しています。

令和8年度から「二十歳のつどい」の開催日を「成人の日」前日の日曜日に、式典の開始時刻を午後とするなどの変更を行い、参加する二十歳の皆さんがより参加しやすい式典を目指します。

続いて、110ページから111ページの目6 文化振興費です。

この費目は、市民文化祭の開催や「音楽のまち生駒」の更なる推進に向け、多くの市民が身近に音楽に親しむ機会を提供するため、市民の企画提案による「市民みんなで創る音楽祭」や市民吹奏楽団事業等の実施など、文化芸術事業の振興に要する経費等を計上しています。

「市民みんなで創る音楽祭」は令和7年度に実施した、「新たな演奏家発掘の取り組み」を継続し、演奏する機会の拡大を行い、本公演へのステップアップとして更なる内容の充実を図ります。

次に、111ページの目7 文化財保護費です。

この費目については、文化財の各種調査にかかる経費のほか、生駒ふるさとミュージアムの管理運営に要する経費を計上しています。

令和7年度に市指定文化財に指定した2種類の有形文化財を含む本市の歴史的資料を活用し、歴史文化の発信と市民の郷土愛を高めます。

最後に、112ページから113ページの項6 保健体育費、目1 保健体育総務費で、生涯学習部の所管として、スポーツ推進審議会の運営や各行事の開催等にかかる経費を計上し、市民の皆様に気軽に参加いただき、スポーツを始めるきっかけや、親しんでもらえる1日とするため「いこまスポーツの日」の開催や、障がいがある方々のスポーツ活動を推進するため、スポーツ施設の開放事業を予定しています。

また、休日の学校部活動の完全地域連携・地域移行に伴い、生徒が望むスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境を創出するため、「新たな地域クラブ」拡充のための経費を計上しています。

議案第6号 令和8年度度生駒市介護保険特別会計予算

【予算に関する説明書に基づき説明】

【福祉部】

本予算については、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画の3年目であり、令和8年度の第1号被保険者数、要介護（要支援）認定者数、保険料基準月額に基づき介護保険事業に係る経費を計上しています。

令和8年度の歳入歳出の予算総額は、107億6443万1000円で、前年度と比べて約2.5%の増額となっています。

まず、歳入について、137ページの款1保険料については、65歳以上の第1号被保険者の保険料を計上しています。

款2使用料及び手数料については、市が指定しております地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の新規及び更新申請の審査手数料に係るものとなっています。

次に、137ページから140ページの款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5県支出金については、それぞれ法定割合により交付される負担金及び交付金となっています。

次に、140ページから141ページの款7繰入金については、法令に基づく市負担分及び職員の人件費等を計上しています。

次に、143ページの歳出について、款1総務費、項1総務管理費については、介護保険運営に係る人件費や電算処理システム利用等の事務的経費を計上しています。

次に、144ページの項2徴収費については、保険料納入通知書作成及び封入業務委託料等の保険料賦課徴収に係る経費を計上しています。

同じく、144ページから145ページの項3介護認定審査会費については、介護認定審査会委員や介護認定調査員への報酬及び委託料等の介護認定に係る経費を計上しています。

次に、145ページから147ページの款2保険給付費については、要介護者や要支援者の方々への居宅介護サービス、施設介護サービスの提供や高額介護サービス等に係る各給付費及び審査支払手数料を計上しています。

同じく、147ページの款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1サービス・活動事業費については、地域における自立した日常生活の支援のための介護予防・多様なサービス活動事業に要する経費を計上しています。

続いて、148ページのみ2一般介護予防事業費については、介護予防の必要な人を把握する「元気度チェック」の実施や各種介護予防事業をより一層展開していくための経費となっています。

次に、149ページから150ページの項2包括的支援等事業費については、各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員に係る経費など認知症総合支援事業に要する経費、在宅医療・介護連携の推進に係る経費、介護給

付費適正化に係る経費や、成年後見制度利用支援事業にかかる経費を計上しています。

次に、150ページ款4保健福祉事業費については、介護用品の支給事業に要する経費を計上しています。

款5基金積立金については、基金運用利子です。

最後に、151ページの款6諸支出金については、一般会計への繰出金等です。

議案第7号 令和8年度度生駒市国民健康保険特別会計予算

議案第8号 令和8年度度生駒市後期高齢者医療特別会計予算

【予算に関する説明書に基づき説明】

【子育て健康部】

(議案第7号)

令和8年度の歳入歳出の予算総額は、98億7133万7000円で、前年度と比べて約3.4%の減額となっています。

まず歳入について、163ページの款1国民健康保険税については、国民健康保険被保険者の保険税を計上しています。

次に、165ページの款4県支出金、項2県補助金については、生駒市が負担している医療費等に要する経費について、「保険給付費等交付金」として、全額県から交付されるものです。

次に、166ページの款7繰入金、項1一般会計繰入金については、保険基盤安定繰入金分と未就学児均等割保険税繰入金、産前産後均等割所得割軽減に係る保険税軽減分の繰入金及びその他一般会計繰入金です。

次に、167ページの項2基金繰入金については、財政安定化支援事業及び事務費に係る経費分を計上しています。

次に、歳出について、169ページから171ページの款1総務費については、国保特別会計の人件費及び電算処理等事務に関する経費です。

次に、171ページから173ページの款2保険給付費については、医療費給付のほか、出産育児一時金及び葬祭費などを計上しています。

次に、174ページから175ページの款3国民健康保険事業費納付金については、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、子ども子育て支援納付金等、県が生駒市の被保険者数や所得水準等により算定した納付金を計上しています。

次に、176ページから177ページの款5保健事業費については、特定健康診査や特定保健指導に要する経費及び、受診率向上のため、電話や文書による受診勧奨、休日における集団特定健康診査やWebを利用した保健指導を実施するとともに、「骨密度測定器」等を利用した「何でも健康チェック事業」などの保健事業を引き続き実施し、被保険者自らの健康生活を維持し、生活習慣病を予防することを目的とした経費を計上しています。

なお、去る2月19日に「生駒市国民健康保険運営協議会」を開催し、令和8年度生駒市国民健康保険特別会計予算(案)については承認されています。

(議案第8号)

令和8年度の歳入歳出の予算総額は、35億2606万4000円で、前年度と比べて約4.5%の増額となっています。

歳入について、189ページの款1後期高齢者医療保険料については、後期高齢者医療の被保険者の保険料を計上しています。

続いて、189ページの款4繰入金については、事務費及び保険料軽減に係る一般会計からの繰入金です。

次に、歳出について、192ページの款1総務費については、人件費や保険料の徴収等後期高齢者医療の事務処理に伴う経費を計上しています。

次に、193ページの款2後期高齢者医療広域連合納付金については、後期高齢者医療広域連合に支払う、基盤安定負担金及び保険料等の負担金を計上しています。

議案第9号 令和8年度度生駒市下水道事業会計予算

【建設部】

(予算案の概要に基づき説明)

67ページの2基本項目の(2)年間有収水量は、令和7年度決算見込みを勘案して、前年度より4万9956立方メートル増の820万3209立方メートルを予定しています。

次に、3予算総額です。

収益的支出と資本的支出を合わせた予算総額は、前年度と比べ2億6768万1000円増の40億4877万8000円となっています。

次に、4収益的収入及び支出予算です。

収入の営業収益において、下水道使用料の改定を行うことから、前年度と比べ1億9146万1000円増の11億7490万6000円を計上しています。

なお、収入の営業外収益において一般会計補助金及び長期前受金戻入を計上していることから、3億1643万3000円の黒字予算となる見込みです。

次に、68ページの5資本的収入及び支出予算です。

収入から支出を差し引きすると、8億962万3000円の不足となる見込みです。

なお、不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金処分額により補填します。

次に、6下水道事業の概要です。

(1)下水道使用料は、11億7422万3000円を計上しています。

(2)新設改良事業は、竜田川処理区における公共下水道管渠整備事業として、6箇所の工事を予定しており、下水道普及率は74.2%を見込んでいます。

持続可能な下水道事業の運営に向けて、管理・更新一体型マネジメント方式の導入可能性調査を実施します。

また、令和6年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づく施設更

新事業として、山田川浄化センター改築更新の詳細設計や人孔鉄蓋更新、管渠改築工事を実施します。

流域別下水道整備計画影響検討業務として、学研高山地区等を流域下水道に編入した場合の環境面での影響を定量的、定性的に示し、既存計画との整合性を判断するとともに、国・県との協議資料を作成します。

竜田川浄化センター貯留設備基本方針検討業務として、竜田川処理区の流域下水道への編入を見据えて、大雨時における竜田川浄化センターの貯留施設としての利用について検討します。

(3) 流域下水道建設負担金は、大和川上流流域下水道事業の建設負担金として、奈良県が予定している浄化センターの整備事業などに要する応分の負担金を計上しています。

(4) 管渠の維持管理に要する経費は、単独処理区管渠調査業務をはじめ、老朽化した管渠等の維持補修工事に要する経費などを計上しています。

(5) ポンプ場の維持管理に要する経費は、市内6箇所の中継ポンプ場の運転管理業務に要する経費などを計上しています。

(6) 処理場の維持管理に要する経費は、山田川浄化センター及び竜田川浄化センターの運転管理業務に要する経費などを計上しています。

(7) 営業活動に要する経費は、下水道使用料の徴収、受益者負担金の賦課など、総務管理関係の事務執行に必要な経費を計上しています。

(8) 流域下水道維持管理負担金は、流域下水道を維持管理している奈良県への排出汚水量に応じた負担金を計上しています。

最後に、(9) 企業債償還元金及び支払利息は、事業に伴う企業債の償還予定額を計上しています。

(下水道事業会計予算書に基づき説明)

5ページの令和8年度生駒市下水道事業会計予算実施計画の1収益的収入及び支出です。

款1事業収益は、総額で26億9468万2000円を見込んでいます。

内訳として、項1営業収益は、下水道使用料が主な収入で、11億7422万3000円を計上しています。

次に、項2営業外収益として、一般会計補助金で7億4335万1000円、長期前受金戻入で7億6940万9000円が主な収入で、15億1947万6000円を計上しています。

続いて、支出について、款1事業費は、23億7824万9000円を計上しています。

5ページから6ページの項1営業費用、目1管渠費については、管渠の維持管理に要する経費として1億2591万1000円を計上しています。

6ページのみ2ポンプ場費については、ポンプ場の維持管理に要する経費として4359万7000円、目3処理場費については、山田川浄化センター及び竜田川浄化センターの運転管理業務等に要する経費として4億5814万1000

円、6ページから7ページの目4総係費については、総務管理関係の事務執行に必要な経費として、9490万6000円を計上しています。

次に、7ページの目5流域下水道維持管理負担金については、3億25万9000円、目6減価償却費については、12億3011万2000円、目7資産減耗費については、住宅開発に伴う固定資産除去費として3247万4000円を計上しています。

次に、項2営業外費用については、支払利息等に要する経費で9011万4000円を計上しています。

次に、項3特別損失については、過年度損益修正損で73万5000円を計上しています。

次に、項4予備費は、200万円を計上しています。

続いて、8ページの2資本的収入及び支出です。

まず、収入について、款1資本的収入は、総額8億6090万6000円を見込んでいます。

内訳について、項1企業債については、公共下水道事業債等で5億6950万円、項2補助金については、目1一般会計補助金で5616万1000円、目2国庫補助金で2億1550万円を計上しています。

項3負担金については、下水道事業受益者負担金で1974万5000円を計上しています。

続いて、支出について、款1資本的支出は、総額16億7052万9000円を計上しています。

まず、項1建設改良費については、目1新設改良費で8億6664万3000円、目2流域下水道建設負担金で1億868万9000円を計上しています。

次に、項2企業債償還金は、償還元金として8億188万6000円、項3予備費は、200万円を計上しています。

次に、9ページの令和8年度生駒市下水道事業の予定キャッシュ・フロー計算書です。

キャッシュ・フロー計算書は、会計年度内における資金の増減を記載したものです。

資金期末残高は1億5115万円を見込んでいます。

最後に、10ページから14ページに給与費明細書、15ページに令和7年度生駒市下水道事業予定損益計算書、16ページから19ページには令和7年度及び令和8年度生駒市下水道事業予定貸借対照表、20ページには債務負担行為に関する調書、21ページには本予算に係る注記を記載しています。

議案第10号 令和8年度生駒市病院事業会計予算

【子育て健康部】

(病院事業会計予算書に基づき説明)

1ページの第2条の「業務の予定量」について、(1)「病床数」は一般病床210床となっています。

(2)の「ア 新設改良事業 生駒市立病院施設整備事業」として、市立病院6階東病棟と関連する部分の工事を実施します。

第3条と第4条は、後ほど説明します。

次に、3ページの第5条は「継続費」、第6条は「企業債」、第7条は「予定支出の各項の経費の金額の流用」について、それぞれ定めるものです。

次に、4ページの第8条は、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」、第9条は、「他会計からの補助金」について、それぞれ定めるものです。

次に、5ページからの「令和8年度 生駒市病院事業会計予算実施計画」です。

「1収益的収入及び支出」の「収入」について、「款1病院事業収益」は、前年度と比べて9005万2000円増の6億9536万4000円を計上しています。

内訳として、「項1医業収益」については、生駒市立病院の診断書等の文書交付手数料、救急告示病院と小児救急医療提供病院等に係る一般会計負担金等として8792万2000円を計上しています。

「項2医業外収益」については、院内保育所運営に要する経費と光熱費、食料費に対する一般会計補助金、小児科病院輪番体制参加病院運営、新人看護職員研修、看護職員資質向上支援事業に係る県補助金、病床割、小児医療病床、企業債利子に係る一般会計負担金、指定管理者負担金、長期前受金戻入、消費税等の還付金、これらを合わせて6億744万2000円を計上しています。

次に、6ページの「支出」については、「款1病院事業費」として、前年度と比べて2975万7000円増の5億6734万1000円を計上しています。

内訳として、「項1医業費用」として、5億5391万7000円を計上しています。

「目1給与費」については、職員の給与と病院事業推進委員会委員に係る報酬として、2260万3000円を計上しています。

「目2経費」については、病院用地等に係る賃借料、市立病院への交付金、市民のいのちを守る医療基金を活用した小児のプレイルームの模様替えに係る費用などとして、合わせて1億7588万6000円を計上しています。

「目3減価償却費」として、3億5542万8000円を計上しています。

次に、「項2医業外費用」については、企業債と長期借入金に係る支払利息として、1235万9000円を計上しています。

次に、「項3特別損失」については、過年度分の県補助金に係る消費税等相当額を返還するための過年度損益修正損として、6万5000円を計上しております。

次に、「項4予備費」については、100万円を計上しています。

7ページの「2資本的収入及び支出」です。

「収入」の「款1資本的収入」については、前年度と比べて、2億8445万4000円増の6億2234万4000円を計上しています。

内訳としては、「項1企業債」については、市立病院施設整備事業に係る企業債として、6億1960万円を、「項2補助金」については、市民のいのちを守る医療基金を活用し、小児病室の備品購入として、179万2000円を、「項3負担

金交付金」については、企業債の償還に充てるための一般会計負担金として、95万2000円を計上しています。

次に、8ページの「支出」については、「款1資本的支出」は、前年度と比べて4億9120万5000円増の9億8493万8000円を計上しています。

内訳としては、「項1建設改良費」は、市立病院施設整備事業に係る工事請負費等として、6億2142万6000円を計上しています。

「項2企業債償還金」は、病院建設に係る企業債償還として351万2000円を計上しています。

「項3長期借入金償還金」は、一般会計からの長期借入金の償還金として3億6000万円を計上しています。

6ページの収益的支出と8ページの資本的支出を合計した予算総額は前年度と比べて、5億2096万2000円増の15億5227万9000円です。

次に、9ページの「令和8年度生駒市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書」です。

こちらは、会計年度内における資金の増減を記載したものです。

「資金期末残高」として、2億6644万5000円を見込んでいます。

最後に、10ページから14ページに給与費明細書、15ページに継続費に関する調書、16ページに債務負担行為に関する調書、17ページに令和7年度生駒市病院事業予定損益計算書、18ページから21ページに令和7年度と8年度の生駒市病院事業予定貸借対照表を記載しています。

議案説明書

【3月6日開催分】

令和8年3月定例会

令和8年生駒市議会第3回(3月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和8年3月6日(金) 議会運営委員会休憩中

2 場 所 第1会議室

3 説明議案

議案第30号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
--------	---

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

教 育 部 長 松田悟

議案第30号 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【教育部】

本案は、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、基準等を定めた省令が本年2月13日に発出されたことから、条例改正を行うものです。

改正の概要は、満3歳児以上限定の小規模保育所を設置できるようになるというものです。

一般的な小規模保育所というのは、0歳児から2歳児までを定員最大19名の少人数で受け入れる園のことで、本市でも待機児童解消のため、これまで設置を進めてきました。卒園した3歳児が希望する場合に、受入れの調整を行うことができる連携園を持つ必要があることも特徴の一つですが、全国的に見ると、都市部では、3歳児からの受入れをうまくつなぐことができないという課題がありました。

このような実情も踏まえ、今回の改正により、満3歳児以上を限定に受け入れる小規模保育所の設置が可能となりました。

なお、この制度は、これまで国家戦略特区に限ったものでしたが、児童福祉法の改正により、一般制度化されどの自治体においても可能となったことから、本市でも条例を改正するものですが、本市では現在のところ、小規模保育所卒園後にどの保育施設にもつなぐことができないという状況はありません。

施行日については、令和8年4月1日としています。

議案説明書

【3月23日開催分】

令和8年3月定例会

令和8年生駒市議会第3回(3月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和8年3月23日(月) 議会運営委員会休憩中

2 場 所 第1会議室

3 説明議案等

報告第2号	市長専決処分の報告について(変更契約の締結について)
報告第3号	市長専決処分の報告について(変更契約の締結について)
議案第31号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

4 出席議員

福中眞美 白本和久 伊木まり子 塩見牧子 浜田佳資 竹内ひろみ
恵比須幹夫 成田智樹 吉村善明 片山誠也 改正大祐 神山さとし
山下一哉 加藤裕美 中嶋宏明 中尾節子 梶井憲子 辰巳綾子
芦谷真治 森雄亮 橋本宏淳 高杉千代子

5 説明のため出席した者

子育て健康部長 吉村智恵 教育部長 松田 悟

報告第2号 市長専決処分の報告について（変更契約の締結について）

報告第3号 市長専決処分の報告について（変更契約の締結について）

【教育部】

本件については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したことから同条第2項の規定により報告するもので、令和7年6月議会において議決され、実施したところですが、今般、工事内容に変更が生じたことから変更契約を行ったものです。変更内容としては、報告第2号の生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その1）は、真弓小学校、生駒台小学校、鹿ノ台小学校、あすか野小学校及び俵口小学校において、室外機、LPガスボンベ庫設置位置、配管ルートの変更を行ったことにより、当初契約の契約金額、3億5530万円に対し、32万3400円を減額し、3億5497万6600円で変更契約の締結を行ったものです。

また、報告第3号の生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その2）は、生駒小学校、生駒東小学校、桜ヶ丘小学校、壺分小学校及び生駒南第二小学校において、配管ルートの変更を行ったことにより、当初契約の契約金額、3億8830万円に対し、58万8500円を減額し、3億8771万1500円で変更契約の締結を行ったものです。

議案第31号 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

【子育て健康部】

令和8年度の国民健康保険税の賦課限度額については、この3月議会で生駒市国民健康保険税条例の第2条第2項、同条第3項の一部改正をすでに議決されましたが、賦課限度額を改正する際には、国民健康保険税の減額について規定する、第23条第1項においても改正する必要があるとあり、今回、その第23条の改正内容を追加提案するものです。これに伴い、令和7年度についても、改正が出来ていなかったことが判明したため、令和8年度分と併せて追加提案します。

改正内容としては、第23条の条文を、令和7年度分として、後期高齢者支援金課税額の限度額を22万円から24万円に改正します。また、令和8年度分として、基礎課税額（医療分）の限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金の限度額を24万から26万に改正します。

令和7年度分は公布日から施行。令和8年度分の施行日は、令和8年4月1日となります。なお、今回の令和7年度分の改正により税更正の対象となる世帯が1世帯あるものの、令和7年度の最終の収納額で調整を行い、更正に係る処理を完了するため、対象世帯の不利益は発生しないことを報告します。